

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	大通バスセンター シャッター部品交換修繕業務
発 注 課	建設局土木部道路維持課
選 定 事 業 者	三和シャッター工業（株）札幌統括営業課
随意契約の理由(相手方を特定した理由を含む)	
<p>本業務は制御盤、その他部品の経年劣化によりシャッター動作に不具合が生じていることから、当該機器の交換を行うものであり、制御盤は上記選定業者が製造した特注品である。互換性を確保するためには、特注品であるメーカー指定型式の機器でなければならない。</p> <p>したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を特定の相手方として選定する。</p>	
準拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項（ ）（ア～オのいずれかを記入）

決 定 日	令和 5 年 11 月 15 日
-------	------------------